

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第六十九条の五第四項及び第六十九条の六第一項の規定は、令和六年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和五年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、これらの規定を適用することができる。

2 前項の規定により連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項及び第六十九条の六第一項の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表に含まれる比較情報（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項及び第六十九条の六第一項に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例

によることができる。

3 前二項の規定は、中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表につき、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）第七十条の五において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「場合」とるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三」とあるのは「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第四条の二」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表につき、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）第八十三条の五において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二項中「場合」とあるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と

、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三」とあるのは「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条の三」と読み替えるものとする。